

平成21年12月14日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 松 田 | 義 太 | 9 番 | 水 頭 | 喜 弘 |
| 2 番 | 松 尾 | 勝 利 | 10 番 | 橋 川 | 宏 彰 |
| 3 番 | 松 本 | 末 治 | 11 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 4 番 | 光 武 | 学 | 12 番 | 谷 口 | 良 隆 |
| 5 番 | 馬 場 | 勉 | 13 番 | 小 池 | 幸 照 |
| 6 番 | 森 田 | 和 章 | 14 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 7 番 | 徳 村 | 博 紀 | 15 番 | 中 村 | 雄一郎 |
| 8 番 | 福 井 | 正 | 16 番 | 橋 爪 | 敏 |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 澤 野 | 政 信 |
| 局 長 補 佐 | 下 村 | 浩 信 |
| 管 理 係 長 | 江 口 | 隆 史 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|---|-----------------|---|----|---|----|
| 市 | 長 | 桑 | 原 | 允 | 彦 |
| 副 | 市長 | 出 | 村 | 素 | 明 |
| 総 | 務部長 | 北 | 村 | 和 | 博 |
| 市 | 民部長 | 北 | 村 | 建 | 治 |
| 産 | 業部長 | 山 | 本 | 克 | 樹 |
| 建 | 設環境部長 | 北 | 御門 | 敏 | 則 |
| 会 | 計管理者兼会計課長 | 岩 | 田 | 輝 | 寛 |
| 企 | 画課長 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 総 | 務課長 | 中 | 川 | | 宏 |
| 財 | 政課長 | 迎 | | 和 | 泉 |
| 市 | 民課長兼選挙管理委員会事務局長 | 田 | 中 | 一 | 枝 |
| 税 | 務課長 | 中 | 村 | 和 | 典 |
| 福 | 祉事務所長 | 峰 | 松 | 靖 | 規 |
| 保 | 険健康課長 | 打 | 上 | 俊 | 雄 |
| 農 | 林水産課長 | 森 | 田 | 利 | 明 |
| 商 | 工観光課長 | 松 | 浦 | | 勉 |
| ま | ちなみ建設課長 | 平 | 石 | 和 | 弘 |
| 環 | 境下水道課長 | 亀 | 井 | 初 | 男 |
| 水 | 道課長 | 福 | 岡 | 俊 | 剛 |
| 教 | 育委員長 | 藤 | 家 | 恒 | 善 |
| 教 | 育長 | 小 | 野原 | 利 | 幸 |
| 教 | 育次長兼教育総務課長 | 田 | 中 | 敏 | 男 |
| 生 | 涯学習課長兼中央公民館長 | 谷 | 口 | 秀 | 男 |
| 同 | 和对策課長兼生涯学習課参事 | 中 | 村 | 信 | 昭 |
| 農 | 業委員会事務局長 | 井 | 手 | 清 | 治 |
| 監 | 査委員 | 植 | 松 | 治 | 彦 |

平成21年12月14日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 閉会中の継続審査議案
- 議案第59号 平成20年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第3 議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定について
(大綱質疑、総務建設環境委員会付託)
- 日程第4 議案第74号 鹿島市法定外公共物管理条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第5 議案第75号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第76号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第77号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第78号 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について
(質疑、討論、採決)
- 日程第9 議案第79号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

おはようございます。諸般の報告をいたします。

本日、議案第82号関係の議案説明資料が追加提出されました。お手元に配付しておりますので、御了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 閉会中の継続審査議案 議案第59号～議案第65号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1. 議案第59号から議案第65号までの7議案について審議に入ります。

去る9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第59号から議案第65号までの平成20年度にかかわる各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長、小池幸照君。

○決算審査特別委員長（小池幸照君）

おはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月定例会本会議において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第59号から議案第65号までの決算認定7議案について、11月9日、10日、11日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、9日の午後からは議案関係7カ所の現地調査を行いました。

それでは、審査の経過及び結果についての御報告をいたします。

まず市長より、平成20年度の一般会計を主に決算の総括がありました。

一般会計決算の歳入総額は12,618,167千円となり、昨年度と比較して916,820千円の大幅な増加となりました。その要因は、国の経済対策に伴う定額給付金交付事業等の国庫支出金507,120千円、地方交付税が156,970千円、県支出金が60,217千円、基金からの繰入金446,000千円と大幅に増加したのが要因となっております。

歳出では11,909,260千円となりまして、21年度に繰り越す財源520,537千円を差し引くと、188,370千円と黒字決算となりました。

歳出におきまして主な事業として、文書管理ファイリング事業は平成11年度から全国に先駆けて導入いたしました。公文書の共有化、私物化の排除、あわせて執務環境の整備など、

適正な文書管理事業に取り組んでまいりましたが、10年間に及ぶ委託事業が終了しました。

次に、地域情報通信基盤整備事業は、地域間の情報格差の是正、地域の活性化を目的とした光ファイバーによるケーブルテレビの延伸事業であります。11キロメートルを延伸しまして、ケーブルテレビのカバー率は98%となりました。ケーブルテレビ自体の加入率も36.5%と増加をいたしております。

次に、産みやすく育てやすい環境づくりということで、従来の休日急患センターを特化しまして、小児救急の充実を図るために、名称を鹿島市休日こどもクリニックとしてスタートいたしました。

乳幼児医療費助成事業につきましては、これまでの3歳児までの医療費助成を20年度から就学前の幼児までと拡充を行いました。鹿島市ではゼロ歳から就学前の乳幼児の医療費が初診料を除き全無料となりました。

妊婦健康審査事業は、妊婦無料受診券を2枚発行から5枚発行に拡充をいたしました。平成21年度からはさらに14枚まで拡充することとしております。

次に、市民生活、産業活動に不可欠な道路整備は、中川内～広平線、野島～鮎越線、浅浦～仏谷線など3路線につきましては、ほぼ完了をいたしました。

伝統的建造物群保存事業は、20年度から本格的な建築物の修理事業を実施いたしました。3棟のカヤぶき住宅の修理や防災設備を施しました。

次に、教育費では、スクールソーシャルワーカー活用事業で、教育、福祉の両面に関して、知識と経験を有しておられる方の御協力を得ながら、不登校などの問題を抱えた児童・生徒への対応を行いまして、不登校等の状況の改善が見られました。

ハード面では、能古見小学校大規模改造事業及び学校施設耐震化計画に基づき、東部中学校武道館の補強工事を行いました。

以上、大まかな主要事業について説明をいただきました。

次に、財政課長より平成20年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。

一般会計では、20年度末の経済対策として実施されました生活対策臨時交付金事業や定額給付金など、21年度に繰り越した事業を除きましても、実質188,370千円の黒字となっております。

公共下水道事業は4,750千円の黒字。

谷田工場団地造成・分譲事業は、プラスマイナスゼロとなっております。

国民健康保険は317,911千円の赤字となっており、この金額が現在の累積赤字ということになります。

老人保健は6,202千円の赤字。

20年度から始まりました後期高齢者医療は、1,446千円の黒字となっております。

実質公債費比率は18.1%で、起債に際しまして市の許可が必要な18%という数字はまだ超えています。来年度の公表数値は16%の後半になると見込んでいます。

負債残高は、平成12年度のピーク時138億円から20年度末には約98億円と着実に減少し、全額交付税措置として措置をされます臨時財政対策債を差し引いた実質の起債残高は約72億円となり、ピーク時から66億円の減少になっています。今、約98億円の市債、いわゆる借金がありますが、そのうち66.6%を国が補てんしてくれるため、実質的な市の借金額は約33億円となります。

次に、基金の状況であります。20年度末の一般会計の基金残高は、圃場整備等の一括償還のため減債基金を取り崩し、若干減少をいたしたものの2,880,000千円となり、他会計を含めると、3,170,000千円となりますとの報告がありました。

次に、監査委員より議案第59号から議案第65号までの7議案について、一括して決算審査の概要報告がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、審査の結果ですが、審査に付された歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と照合の結果、計数には間違いがありませんでした。

しかしながら、事務処理において、地方自治法第232条の4第2項に基づいて行われていないものが一部見受けられました。

平成20年度鹿島市一般会計の歳入決算は12,618,167千円、歳出決算額では11,909,260千円で、実質収支額は188,370千円の黒字決算となっています。減債基金へ110,000千円の積み立て、地域活性化・生活対策臨時交付金のふるさと創生基金へ35,700千円の積み立て、ふるさと納税基金へ600千円積み立てられている。

財政力指数は、平成17年度から少しずつ改善の傾向にあり、公債費比率の改善が見られる。

また、地方交付税の動向が不透明なことや、公民館の指定管理に伴う物件費や後期高齢者医療への繰出金等の増、あるいは今後も少子・高齢化対策、医療費助成などの扶助費増や公共下水道事業特別会計への繰出金等が高い水準で推移すれば、経常収支比率や経常一般財源比率の悪化を招くことも予想されていることなどから、できるだけ経常的経費の抑制に努める必要があるとの報告がありました。

次に、公共下水道事業特別会計については、収入済額2,038,824千円、支出済額2,034,074千円となっている。一般会計からの繰入金は751,589千円で、下水道事業運営の根幹をなす使用料については滞納繰越分2,385千円と年々増加傾向にあり、受益者負担の公平を期すためにも、受益者負担金の未収金3,106千円とともに、今後より一層の収入向上に努めるよう要望する。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計については、起債の元利償還分2,160千円は一般会計より繰り入れ、処理されている。未売却用地については、企業誘致に努力するよう

報告がありました。

次に、国民健康保険特別会計については、歳入合計3,953,583千円、歳出合計4,271,494千円となり、317,911千円の歳入不足となっている。滞納累計額は286,480千円と前年に比べて10,587千円と増加している。後期高齢者医療制度が新たに創設されたため、加入者も減少している。今後は相互扶助のもとに成り立っている社会保障制度として、国民健康保険の意義とともに、特定健診等の受診率アップが、長期的観点から見れば医療費を抑制し、ひいては保険税のアップを抑えていくことにつながることを理解していただく取り組みと、保険税の収納率向上及び滞納額286,480千円の解消努力により、国民健康保険事業の運営がより一層充実されることを要望するとの報告がありました。

次に、老人保健特別会計については、歳入総額424,954千円で、歳出総額431,155千円で、6,202千円の歳入不足を生じ、次年度予算の繰り上げ充用で全額補てんされております。

次に、後期高齢者医療会計については、歳入決算額は327,525千円、歳出総額326,079千円となり、収支差し引きで1,446千円の黒字となっているとの報告がありました。

次に、審査の過程における80項目以上に上る質疑応答がありました。全部を紹介するわけにいかないため、その一部を紹介し、以下、概要を申し上げます。

1 「実質公債費比率は少しは改善が見られるが、県内の中でもまだ高い水準にある。1ポイント上回った期間に起債を起こす際、あるいは新しい事業をスタートさせるに当たって、県からの許可を受けた事例はあるのか」に対し、「今後の実質公債費比率がどういうふうな傾向になるかということでヒアリングを受けたが、特には問題がないというお話があつている。特に今まで起債をする段階で問題があつたということは聞いていない」との答弁がありました。

2 「地域情報基盤整備事業で98%をカバーし、加入率が36.5%となっておりますが、あとのあたりが残っているのか」に対し、「矢野、七開地区、飯田地区の一部、音成の一部、それに大野地区で約3地区、世帯数でいけば95世帯あたりが21年度以降まだ未整備の状況ですが、22年度までの事業で整備を進めていくということになっております」という答弁がありました。

3 「住基カードの発行枚数はどれぐらいか。住基カード自体が金融機関での証明書にならなかったという経験があるが」に対し、「平成20年度では住基カードの発行枚数は106枚となっております。4月下旬から新しい住基カードができ、よりセキュリティが高くなった住基カードとなっております。以前、お持ちになっていたカードを変えてほしいという申し出があれば、内容を変更しないという条件のもと、無料でお取りかえをしております」との答弁がありました。

4 「税金が平成19年度、20年度、30億円を超えているが、その要因をどう考えておられるか」に対し、「市税の増収の要因は、19年度は国からの税源移譲によりまして、その達成を

見た。20年度もその状況がそのまま来まして、30億円台の大台に乗っております。非常に景気等もよかったわけですが、21年度の状況を申し上げますと、後半、結構景気が低迷をいたしまして、リーマンショック以来、鹿島市にもその影響が派生をいたしております。21年度以降につきましては、やや厳しい見方をいたしております」。

5 「放課後児童対策事業で指導員の数があと1人でも多ければ助かるんですけどもという声があるが、児童数が何人に対して指導員が何人というのは決まっているのか」に対し、「厳密に何人に対し指導員が何人ということは決まっていますが、おおむね20人ぐらいに2人を配置している。それで、30人を超えれば、もう1人配置をしています」との答弁がありました。

6 「児童福祉費負担金が17,452千円、農業費負担金が4,727千円が未収入として上がっているが、負担金の内容はどうなっているのか、その対策は」に対し、「農業負担金4,727千円は、国営多良岳開発建設事業受益者負担金です。児童福祉費負担金も保育所運営費保護者負担金もほぼ保育資料です。滞納者対策では年間を通して、電話催促とか、夜間訪問徴収に努めておりますが、なかなか厳しい状況です。今後とも公平性の問題もございますので、徴収努力をしていきたい」との答弁がありました。

7 「市営住宅入居者の保証人問題はどうか」に対し、「基本的に連帯保証人は必要ということは考えております。ただ、何が何でも絶対保証人がなければだめですよということではなくて、どうしてもお年寄りさんとか、保証人が見つからないという場合には、現在も入居をいただいている方もいらっしゃいます。ただ、限定として、保証人をあくまでお願いしたいと考えております」との答弁がありました。

8 「鹿島伝承芸能フェスティバルが行われているが、市内には58部落に80件の面浮立、鉦浮立、獅子舞等があるが、続けて保存していくのもかなり厳しい状況にある。伝承芸能の育成、保存の対応をどう考えているか」に対し、「鹿島市しかない独自の文化を継承するということは、鹿島のまちづくりに必要不可欠なものだと位置づけております。郷土芸能を継承していくには、各地区をお願いをするしかないが、市の職員も参加することによって、人的に少しのカバーができるのではないかと考えます。面浮立の面や笛、かね、太鼓等の道具仕立ても、申し出があれば、基金活用で毎年対応をしております」。

9 「同和事業の問題です。2つの同和団体に対する補助金のあり方を見直すべきではないか」に対し、「差別については非常に厳しい面があります。差別の問題が現実として残っている以上、100%なくすというのは難しいかも知れませんが、できるだけ解決できるような方策を今後続けていく必要がある。運動につきましては、そういった母体としての運動体があるわけで、そこらに何らかの助成をしていくという考えから助成をしている」。

10 「長崎本線存続運動問題が、20年度において運動の終結宣言をされたと思いますが、その後、期成会の問題と費用を含めて、どのようになっているのか」に対し、「JR長崎本線

存続期成会につきましては、20年12月の3者合意を受け、21年3月に長崎新幹線の着工認可ということで、それを受けまして、JR長崎本線存続期成会は21年3月31日をもって解散をするということで総会での決議がなされております。予算等の残高112,443円は、負担金の割合に応じて案分し、雑入として受け入れております」との答弁がありました。

11「子育て応援特別手当についての考えは」に対し、「21年度分の子育て応援特別手当については、国のほうから通知が来て協議をしましたがけれども、今年度は単独ではできないということで廃止する」との答弁がありました。

このほかにも、多くの質疑、意見が出され、慎重に審査をいたしました。

次に、一般会計が終わった後、特別会計について一括して審議をいたしました。その質疑の内容を申し上げます。

公共下水道特別会計では、

1. 認可区域が新たに109ヘクタールできたが、接続率は。
2. 滞納者が年々増加傾向にあるが、その要因は。
3. 受益者負担金未収金が3,106千円上がっているが、その対策は。
4. 終末処理場からの放水について。
5. 一般会計からの繰入金のかんがえ方について。
6. 下水道使用料の還付金記録について。

次に、国民健康保険特別会計では、

1. 特定保健事業について。
2. 累積赤字をどのように処理するのか。
3. 基金運用の中で、出産費資金貸付基金の実績について。
4. 高額医療費貸付金の実績について。
5. 資格証明書と短期保険証の発行について。
6. 後期高齢者医療制度について。

等が出されました。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業について申し上げます。

1. 残地と企業誘致について。
2. 造成に要した経費と分譲しての収入は。

以上、本委員会に付託されました平成20年度各会計の歳入歳出決算についての質疑、意見、要望が出されました。

質疑終了後、討論を経て、直ちに採決の結果、議案第59号から議案第65号までの7議案は、賛成多数で原案のとおり認定すべきと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

議案第59号から議案第65号までの7議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。ただいまの委員長報告に対して反対の討論を行いたいと思います。

平成20年、これまで引き続いてきた前の自公政権の悪政が、国民の暮らしを非常に最悪の状態に引き込んだ事態をつくり出した年度だったと思います。1999年、労働者派遣法の原則自由化、後期高齢者医療制度ヘルールをつくった2000年の健康保険法改悪、1993年から1995年にかけての米の輸入自由化などなどが、あらゆる階層の国民の生活を大きく揺さぶるものになったと思います。

財界大企業の横暴の支配のもとに、小泉政権が進めてきた構造改革の暴走は、多くの国民から仕事を奪い、住まいを奪い、家族をばらばらにして、命まで奪う事態に発展しました。世界のほかの国では見られないと言われる過労死、派遣村など、まさにこのような政治状況が生まれたときだと思います。

そういう最悪な事態なわけですが、国民はそれに対して立ち上がり、平成21年度には政権交代という意思を示しました。

全国の情勢と同じく、鹿島市においても、市民の暮らしは非常に厳しい状況に陥ったと思います。建設業関係の仕事が皆無の状態になりました。それに関する仕事についていた人たちの働く場所がなくなる、商店の縮小や閉店による失業、また、労働時間が少なくされる不安定な雇用により、収入の激減、生活が行き詰まるなどなど、生活の相談も日増しにふえ続けました。

最後の頼みの綱、生活保護の申請、市は相談だとおっしゃいますが、そういう中で仕事を探すようにと窓口で断られるというケースも多く、最後の頼みの綱が切られるような状況もありました。

鹿島市においては、20年当初、保護世帯109世帯135人が、106世帯127人にと減少していますが、ちなみに相談件数は63件といます。もちろん市へ相談に行けない人たちもそれ以上にあいました。生活保護までいかななくても、当面、生活資金の貸付制度もありますが、これもハードルが高く、簡単にはいかない状況もありました。いよいよどうにもできない人たちは、生活のため、やむを得ず、サラ金やヤミ金へというケースが多くなっているのは事実です。

このような状況の中で、年度途中で私もいろいろと就労、生活支援のための問題を提起し、手を打つことを提案してきました。例えば、市営住宅を建てることによって、関係する業者

の仕事やそれに携わる市民の働く場所の確保ができることなども訴えてきましたが、しかし、これといって取り上げてもらえませんし、取り組みはその他においてもなかなかできなかったのは残念です。

そればかりか、市長はこのような最悪の事態になったのは21年度になってからというようなことをおっしゃっていますが、まさに許せない発言だと思いながら聞きました。全国の流れとはいえども、今の鹿島市の落ち込んだ状況、市民の暮らしぶりの中で、鹿島はこれからどがんなつとねという言葉、まさにあいさつがわりと言われるように聞かれる状態が続いてきました。国、県の取り組みによる就労の緊急支援もありましたが、それにかかわるのはほんの一握りの市民の人たちに終わっています。

さて、その一方で、国民健康保険税を初めとして、特に平成20年度からは75歳以上の高齢者を差別するような後期高齢者医療制度が始まりました。高齢者の負担増、診療差別は、高齢者に大きな負担と不安をもたらすものになりました。そういう状況で市民の支出は大きく膨れ上がるばかりです。

さて、このような市民の暮らしぶり、財政状況の中で、何のこだわりもなく進められているのが、いつも申し上げておりますが、同和事業です。市の財政状況がよかろうが、悪かろうが、毎年同じことを繰り返して訴えなければならないことを私は非常に残念に思います。いまだに差別があり、それをなくさなければならないとおっしゃいますが、公正・公平をおっしゃる鹿島市政ですが、同和事業の予算のあり方を見ると、同和事業こそ差別をなくすものでなくてはならないと思いますが、全く改善、中止がされずに、そのまま行われていること、これを私は許すことができません。

その中でも特に負担金や交付金の問題です。

まず、団体補助金ですが、2世帯3名の部落解放同盟に1,759,644円、5世帯7人の全日本同和会に2,473,915円の支出、こういう状況が続いています。さらに、この団体補助金の積算基礎について尋ねると、根拠はないとおっしゃいます。たとえこの補助金が認められたにしても、根拠がないような補助金のあり方、こういうことは今の状況の中では考えられないものですし、許せないものだと思います。市内には数多くの老人会を初め、いろんな団体がありますが、団体役員の人件費や、それを含め活動費を丸抱えにしているのは同和団体補助のみであります。そればかりか、団体のいろんな催し物に対する負担金、参加費、これにも市費が丸抱えで使われております。

申し上げたいと思いますが、新春旗開き負担金49千円、行政との懇談会負担金40千円、県内会員交流研修会負担金80千円、それから、佐賀県部落解放推進協議会連絡協議会会費として86,700円、佐賀県部落史人権摘発教材調査研究負担金306,300円、これについても中身がどうなのかとずっと尋ねておりますが、その中身は明らかではありません。部落解放人権西日本夏期講座負担金55,500円、このように負担金などが出されているわけですけど、さらに

許せないのは、こういういろんな行事の参加に市の職員も参加をする、ましてや飲食費までこれから支出をされているという、そういう状況の同和事業のあり方です。何としてもこのことは中止をしていかななくてはいけないと思います。

最後に、私は市職員の問題に触れておきたいと思います。

鹿島市行財政改革の取り組みの中で職員数の減に取り組んでおりますが、しかし、このことが市民サービスの低下をもたらすだけでなく、職員の健康問題にも大きくかかわってきていることは間違いのないことです。市長は、このことについては自分が責任者として責任を持っているということはおっしゃっておりますが、しかし、現状はいろいろな問題があります。

今日、国、県の複雑な動きの中で、市の仕事も大変な状況にあることは事実です。この不況の中で、また市民と直接触れ合い、市民の暮らしを守る仕事に取り組まなければならないわけですが、非常に職員数が減らされている中で手が回らない事態も多々あるようです。特に市民と直結する福祉の部門などでも、私はよくそういう事態を目にしています。

行財政の健全化の名のもとに、職員数を減らし続けることに対して、私はどうしても同意ができません。特に今、雇用の面から見ても許せないということを私は申し上げたいと思います。このことを最後に申し上げまして、反対の討論にしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。議案第59号 平成20年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長
の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、
委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算

認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第61号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第63号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第64号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第65号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第72号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、議案第72号について御説明をいたしますので、議案書の1ページをお開きください。

議案第72号 鹿島市長期継続契約に関する条例の制定について。

本議案は、地方自治法の改正に伴い、新たに条例を制定したいので、提出するものでございます。

2ページをお開きください。

第1条は、本条例制定の趣旨を規定いたしております。地方自治法及び同法施行令の改正に伴い、地方自治体が条例の制定を行えば長期継続契約ができることとなりました。そのための条例制定を規定しております。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約を規定するもので、第1号では、物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約をすることが一般的なもの、具体的に申し上げますと、事務機器や公用車等のリース契約がこれに該当をいたします。後段の地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程のくぐりは、市の会計だけではなく、水道会計でも準用することを規定したものでございます。

第2号の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的な役務の提供を受ける必要が認められる契約、これは警備業務であるとか、清掃業務がこれに該当をいたすところでございます。

第3条では、具体的な事項は規則等で委任をすることを規定いたしております。

附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

本議案につきましては委員会付託となっておりますので、要点のみ簡潔に御説明をいたします。

別紙の議案説明資料、議案第72号分というのがございますが、この1ページをお開きください。追加でやっております。2枚紙の用紙でございます。

それでは、まず地方自治法の改正点でございますが、従来、電気、ガス、水道の供給契約、それから、電気通信役務の提供、これは電話の契約でございます、それから、さらに不動産を借り入れる契約、これらのみが長期契約をできるものと規定をされておりました。今回の改正で、この範囲が物品の借り入れや役務の提供にまで拡大をされたところでございます。

2番目に、対象となる契約を上げておりますが、まず物品の賃貸借契約、いわゆるリース契約でございます。パソコンや事務機器、自動車等、これらのリース契約が該当をいたします。これまでは通常5年リースで契約をいたしまして、後年度の負担につきましては、債務負担行為を予算と同時に議決をしていただくことで実施をしておりました。今後、本条例が制定をされますと、債務負担行為等が不要となることとなります。

次に、役務の提供を受ける契約、これは毎年繰り返し、かつ切れ目なく履行されるもので、

履行のための準備期間が必要であるものが対象となります。具体的に申し上げますと、施設の警備・清掃、あるいは機械設備等の保守管理業務が該当いたします。

システム開発や調査委託など、臨時的あるいは政策的なものや、必ずしも年度当初からは必要ないもの、あるいは相手方の準備行為を必要としないもの、地方自治法上の契約に該当しないもの、こういうものは対象外となります。

契約の期間は原則として、物品関係は5年以内、役務の提供は、準備期間を除きまして3年以内といたしております。

一番下のほうに、22年の4月から25年の3月31日までの3カ年の契約をする場合のスケジュールを図示しております。このような形で事前に準備を行い、その後、22年の4月1日から25年の3月31日までが履行期間ということでの契約になるということでございます。

次に、2ページをお開きください。

このページは鹿島市長期継続契約に関する条例を補完します施行規則を掲載しておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

これより質疑に入りますが、本議案から、この後、審議を予定しております議案第73号、議案第74号の3議案については、常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいまの説明で大綱理解はできましたが、図示をしたり、事例を挙げて今説明をされましたので、大体内容的にも理解はできますが、聞いておられる一般市民からすれば、どこがどう変わるのと。で、どういうメリットがあるのと、あるいはデメリットはないのですかと、そういった疑問があらうかと思っております。そういった点で、これは委員会付託を議会として予定をいたしておりますので、そこで慎重な審査が行われるものと思っておりますが、当面、今、どういうものに適用する考えかという点については、事務機器、公用車、清掃業務委託、機器機械等の保守管理、こういったものは企業会計にも影響をすることによって例示をされましたけど、そのほか予定をされている、例えば、機器類といっても多数あると思っております。そういったものの具体的なものです。具体的な品物といいますか、そういったものをもう少し列挙をしてください。

それから、行政として、この条例を制定することによって、どういうメリットを求められておるのか、あるいはデメリットは生じないのか、そこら辺の説明をもう少し加えていただかないとわからないと思っておりますので、お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

まず、メリット、デメリットから申し上げますと、まず、先ほどの説明でも簡単に御説明をいたしました、メリットとしましては、早くから入札あるいは契約等の事務が進められるということが1つございます。それから、単年度契約でいくのか、それとも、長期継続契約でいくのか、選択肢がふえるということがございます。それから、債務負担行為等の調書等の作成が不要になりますので、事務の効率化ができるということがメリットとして上げられるかと思えます。

逆にデメリットでございますが、1つは長期継続契約でした場合は、3年間とか5年間の契約となりますので、その間は希望をされた方が入札に入れないと、そういうふうなデメリットは出てくるかと思えます。

それから、具体的にどういうものを考えているかということでございましたので、お答えをしたいと思いますが、まずリース関係でございますが、考えられるものを上げますが、例えば、パソコンとか事務機器、あるいは公用車、こういうもののリース、今5年間のリースで行っておりますので、この部分が長期継続契約にすれば、先ほど申し上げましたような事務軽減等が図れるということで考えております。

それから、役務の提供では、まだこれは具体的にすべてをやるということではございませんが、役務の提供ということで考えますと、先ほど申し上げましたように、公共施設の管理、あるいは警備業務、それから機械、例えば、駐車場の警備とか保守業務、これらが考えられると思えますが、あと清掃業務とかですね、こういうものが考えられると思えます。ただ、必ずしもこれでいくということではなく、状況に応じてということで、どちらかでいくか選択肢ができるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

はい、わかりました。

それで、本契約条例に該当するいろんな事務、あるいは業務、その他で、大体予算規模としてどの程度に、袋の中にどのくらい入るのかね。大体概算されておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

まずリース契約は、今後のことがちょっと明確にわかりませんので、過去5年間でのリース契約を行っているものが件数で81件、これは20年度までです。16年から20年度まで、81件の233,000千円程度でございます。通常は5年間のリースをしておりますので、単純にこのままだということで想定をして割りますと、年間約50,000千円弱ぐらいのリース物件についてはそのぐらいの事業費になるかと思えます。

それから、役務の提供でございますが、これはちょっと私が先ほど説明を漏らしておりますが、契約の予定価格の総額を30,000千円以下ということでいたしております。30,000千円以上というのは、当然、今までどおりのやり方でいくということで考えておまして、これは今年度段階での役務の提供、こういうふうな委託料の関係が、この30,000千円以下の対象となるものが約34,000千円程度でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

次の質問ですけど、5カ年ないしは3カ年の契約をやるということになれば、従来、毎年契約のための入札、あるいは合い見積もりによる随意契約をされてきたと思うんですが、5年、3年間は行われないうことで、その時々々の時代、経済状況、今日大変厳しい状況にあります、その時代背景によって入札による競争原理が働くということが確保できておったと思うんですけれども、5カ年あるいは3カ年の間は入札がされないということになるわけで、その部分のデメリット部分をどうカバーされていきますか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

まず、リース契約につきましては、今までも5年間ということでリース契約を行ってまいりましたので、その分については谷口議員のおっしゃるようなことは出てこないんじゃないかと判断をしております。

それから、役務の提供につきましては、1つは、メリットのほうでは上げませんでしたが、どうしても準備が必要なもの、そういうものが出てきます。そういう場合は、こういうふうな長期継続契約のほうが有利じゃないかなと、受託者側からしてもそのように思っております。

ただ、先ほどおっしゃられますように、内容については、私が先ほど申し上げました34,000千円というのは、すべてをした場合ということでの仮定でございますので、この辺については、状況あるいは内容等を勘案しながら進めていくということになろうかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

大体わかりました。

ただ、5年ないし3年、契約の年度を前提とした条件が年度の途中で大きく変わる可能性も、物によってはあると思います。そういった点で、契約変更、そういうものができるような契約内容も盛り込まれて措置をされるというふうに思いますが、そこら辺についてはどのように予定をされておるか、その点を聞いて、一応私の質疑は終わりたいと、このように思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

当然、そういうふうな事態も出てまいります。その解消策ということでは、契約の項目に、これは予算の決定前に動き出すという部分もございますので、予算決定により否決をされた場合、あるいは修正された場合、そういうふうなことを含めまして、その中に変更の項目を設けるということになるかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ごく簡単ですので、自席でお願いします。お願いです。私は委員会に入りますので、その席での審議ができますので、具体的には申しませんが、先ほど、まだどういう形のものをするかというのは決めていないと、これからだというふうなことです。既に81件ということですが、どういうのが考えられるのかというのを文書でその審議のときにお出しいただければと思いますが、できますか。どういうのがこの条例に当てはまっていくのか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

おおむねは、先ほどの説明資料に書いているようなことということで思っておりますので、それから、説明をいたしましたリースについてはこういうものというのを先ほど具体的に申し上げましたが、文書として、そういうものをあらわすようにということであれば、そういう形で委員会のときには提出をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第72号は会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開をいたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第3 議案第73号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3、議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

議案第73号 鹿島市準用河川占用料及び産物採取料徴収条例の制定について御説明をいたします。

議案書の3ページから5ページをごらんください。

本市では、現在、東塩屋川を準用河川として指定をいたしておりますけれども、占用料の徴収については、鹿島市公有水面使用料及び産物採取料徴収条例の規定で運用をいたしておりますので、今回、新たに準用河川の占用料及び採取料の徴収規定について定めるものであります。

条例は、本則の6条と、附則の4項での構成となっております。

第1条は趣旨、第2条で徴収について定めておりますが、額は鹿島市法定外公共物管理条例の規定に準ずるといたしております。

第3条から第6条でそれぞれ減免及び占用料等の不還付、督促手数料及び延滞金、罰則規定について定めております。

附則の第1項で施行期日を平成22年4月1日と定め、経過措置の必要がありますので、第2項から第4項で現行で運用している公有水面等条例の適用について規定しております。

なお、占用の状況でございますが、今年度9件で15,840円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

具体的にどこがどう変わるか、具体例をもう少し言わないと、今のような説明ではちょっとわかりにくいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

具体的な変わったところということでございますけれども、今回、条例の制定ということで御提案を申し上げております。実は準用河川というのは東塩屋川が鹿島市に1本ございまして、これの指定につきましては、実は平成8年に準用河川としての指定をいたしております。したがって、この適正管理ということの中では、占用等については河川法の規定に準じた適正管理、占用の事務と、そういったものが必要でありますけれども、先ほど申し上げましたように、このことにつきましては、鹿島市の公有水面の関係の条例がございましたので、これを運用いたしておりました。しかし、今回、条例整備ということで、準用河川についての新規の制定をということでの御提案でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

企画をされた担当課長は机上で理解をされておるとは思うんですが、初めて聞きよる者からすれば、ちょっとわかりにくいんですね。従来、占用料を取っておったわけですね。河川、これは水路、農業用水路に至っても、そこに自宅までの通路として上にふたをかぶせると。そうした例のときには、調査をした上で何平米使っているから占用料として市に使用料を払っておったですね。そういうふうな中身は従来どおり変わるのか、変わらないのか、適用されているのが準用河川だけに限った話なのかですよ、そこら辺の説明と、それから、「及び」となっているでしょう。「及び産物採取料」と。例えば、川砂をとる場合はお金をもらいますよとか、全国いろいろあっておりますが、鹿島に現在そうした採取場所が私はないと思っているんですけれども、そんなことが現にあるのか。あっているとすれば、どの程度のものを予定されているのか、そういう具体例を言ってくださいと言っているんです。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

今回の条例制定の理由につきましては、担当課長が申したとおりですけれども、結局のところ、根拠とする条例が今までなかったと。運用上、公有水面使用料徴収条例を準用して徴収しておったと。しかし、それでは不備といいますか、この際、明確にしておく必要があるということから、条例を制定すると。徴収の中身については、今までの中身と一切変わり

はないと、こういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

産物採取料についてお答えいたします。

準用河川から採取をできる砂、石、砂利などに当たりますけれども、実績としてはこれまでございません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

実績がないし、今のところ予定もないというように聞き受けましたけど、そういう予定もないのに、こういう条例をつくって想定をしておく必要があえてある理由はどこにあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

実績としてはこれまでございませんけれども、今後、ないということは言えないということで、最大の条例整備ということで、採取料も「及び採取料」ということでいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

この条例が1つの形のものとして、こういう連続した占用料及び採取料徴収条例というものを連続した、そういう名称が一般的な取り扱いになっておるという説明であれば理解できないでもないんですけど、砂利とか砂等を河川から採取して、それを業となしておいた実績もないし、今後もそういう予定はないのに、わざわざここに今後に備えてという、必要もない条例は必要なときにつくればいいんですよ。だから、今のような説明では、想定もしていないのに、条例としてうたい込む必要は何にもない。今日までの条例というのは、すべて鹿島の市政において、市民との約束事において、必要な条例を制定しておると思うんですよ。ありもしない、そういうような条例は私は必要ないと思います。そこら辺、もう少し説明してください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今までの事例はございません、申し上げたとおりですね。これから必要があるかどうかということですが、可能性としてはやっぱり全否定はできないと思うんですね。申されたように、確かに法律事項も、条例事項も、これはセットになっているんですね。ですから、この際と言ったら語弊がありますが、先ほど御指摘のような意味というのは確かにございます。それをちょっと説明をいたすのを忘れたと思います。そういうことで、今後の可能性というものは否定できないということですね。それから、これはセットでやっていますから、この際、こういうふうなことでお願いをしていると、こういうことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

法律に照らして条例が整合性を持ってつくられるというのは当然のことですので、法律の流れもセットのものとして制定されたものであるからという説明をされれば理解できます。ただ、新しくどこかにそういうものが想定をされて、役所としても採取料が取れるという見込みがあるとか、そういう引き合いがあるとか、そういうことでない以上は、そういう必要性はないというふうには思います。そこら辺の説明を私はしてほしかったんですよ。

だから、1つの法律、あるいは佐賀県の条例もあるでしょう。これがやっぱりワンセットのものとして、こういう形のものという説明をされれば、私もそこはのみ込めないことはないというふうに思いますので、これも委員会付託でしょうから、議論をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

準用河川で新しく条例をつくるということなんですけれども、今まで公有水面使用料関係で占用料は徴収されておったと思うんですね。そういう中で、今回、河川法という法に基づいた1つの占用料ということですから、金額的に変わっていくのか。

それと、特に準用河川は東塩屋川だけということですが、もう1点がですね——まあ1点ずつ聞きましょう。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

占用料につきましては、これまでと変わりません。

それと、河川法の適用ですけれども、準用河川に指定をされますと、その管理は河川法の規定が適用されるということになりますので、こういうふうな第1条のほうに河川法第100

条の第1項の規定によるというふうなことでうたっているところです。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

占用料は変わらないということなんですけれども、河川法でいくと、幅員といいますか、幅によって相当変わってくるんじゃないかなという気がするんですけれども、それはいいでしょう。変わらないということですから。

それともう1つ、東塩屋の準用河川には里道があったと思います。それと、もう1つは、構造物として非常に貴重な神社仏閣に渡る橋があるんですね。これは石橋ですけれども、歴史的に非常に古い橋で、非常に貴重な橋だということを聞いております。そこら辺の占用料はどうなっているのかな。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

東塩屋川の里道があるということでおっしゃいましたけれども、ちょっと私が現地のその里道と河川のところの場所が特定を私ができておりません。

それからもう1つ、結局、神社へ渡る通路橋があるということでの、そこには占用料がかかっているかということですが、現在、9件の占用料を使用許可を出していただいているんですけれども、神社の部分については恐らく減免の規定がございます、公共の用とか、そういう趣旨のもとで減免をすることができるとなっておりますので、确实ではございませんけれども、その部分については、通路橋については、後者の分については減免になっているんじゃないかなと思います。

里道の分については、どういうふうな今実情、何といいますかね、利用の仕方が、ちょっとわかりませんので。ただ、それが農道とか、農業用のものであるとかいうことになると、公共の範疇になりますので、減免の対象になるというのが実態でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

ちょっと私も確かじゃございませんけれども、あそこには207号の上のほうにたしか里道が線路の下のほうにあったやに記憶をいたしております。ですから、ぜひそこら辺を調査していただいて、今現在、個人の使用物になっているかもしれませんが、そこら辺に家を建てられて新しく橋をかけ直すというような実態もあるようでございますから、ぜひひとつ里道問題についてはちょっと調べていただきたいと思います。

それともう1つ、神社仏閣に渡る橋も、ある書物を読んでもみますと、相当古い橋だということで、建造物として非常に貴重な橋だということを聞いておりますので、そこら辺の減免措置等についても、再度慎重にひとつお願いをしたいなというふうに思います。

そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第73号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第4 議案第74号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第74号 鹿島市法定外公共物管理条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

議案第74号 鹿島市法定外公共物管理条例の制定について御説明をいたします。

議案書では6ページから18ページとなっております。説明資料では1ページでございます。

先ほど谷口議員からも、さきの前議案のほうでもちょっとわかりにくいということでありましたけれども、74号でのこの条例との関係がございますので、御説明申し上げます。

まず、改正の背景について申し上げます。

国で地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、もともと国有財産であった里道、水路の法定外公共物について、国から無償で市町村へ譲与をされることになり、本市でも5年間をかけて平成16年度末で譲与の手續を終了いたしました。譲与を受けました平成17年4月1日以降、占用料について、水路は鹿島市公有水面使用料及び産物採取料徴収条例で、里道は鹿島市法定外公共物の管理に関する条例により、別々に2本の条例で徴収を行っております。今回、既存の2つの条例を廃止して、一本化して鹿島市法定外公共物管理条例を制定するものでございます。

施行日は平成22年4月1日としております。

内容の説明を、まず議案書によって行います。

条例は、本則の17条と附則の7項での構成となっております。

第1条は趣旨でございます。

第2条で用語の意義について定めております。

第3条から第9条で占用する場合の手續や許可期間等について規定し、第10条で徴収について定めておりますが、額については11ページから18ページまでになりますが、認定外道路

及び公有水面の占用料、産物採取料として、それぞれ別表の第1、第2、第3のとおり定めております。

第11条から第17条でそれぞれ減免及び占用料等の不還付、督促手数料及び延滞金、罰則規定等について定めています。

10ページになりますが、附則の第1項で施行期日を平成22年4月1日とし、第2項と第3項で既存の鹿島市公有水面使用料及び産物採取料徴収条例と鹿島市法定外公共物の管理に関する条例を廃止することを定めています。

経過措置といたしまして、第4項から第6項で現行で運用している公有水面等条例の適用について規定し、第7項では鹿島市下水道条例の一部改正について定めております。

説明資料の1ページが、この附則第7項の一部改正に係る新旧対照表でございます。

なお、今回の条例の整備による占用料の改定でございますが、里道については議案第78号で提案いたします市道の占用料に準拠し、改定となりますが、公有水面の占用料は改定はいたしません。また、里道と公有水面の占用料総額は、今年度1,388件、2,678千円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第74号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第75号から議案第85号の11議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第75号から議案第85号の11議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第75号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5、議案第75号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第75号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の19ページをごらんください。

この条例の提案理由は、情報開示請求に係る存否応答拒否に関し、条例を制定する必要があるため、提案をいたすものでございます。

次に、議案説明資料の2ページをごらんください。条例の新旧対照表でございます。

第8条の次に、（公文書の存否に関する情報）として、第8条の2を加えております。この条文は開示請求に対し、公文書の存否自体を明らかにすることなく、当該開示請求を拒否すること、存否応答拒否に関する条文でございます。公文書の存否自体を明らかにすることによって、不開示情報の規定によって保護しようとしているプライバシー等の利益が損なわれる場合に、当該文書の存在自体を明確にしないで拒否できることを目的とした規定でございます。

例えば申し上げますと、DV加害者である男性A氏が、鹿島市にいるDV被害者である小学生の我が子B君に関する文書などの開示請求をした場合、当該行政文書があるが、個人情報にかかわる情報の不開示と回答したのでは、A氏にB君が鹿島市にいる、またはいた事実が明らかになってしまい、再びDV被害に遭うおそれがあることとなります。また、B君に関する情報文書が鹿島市にない場合には文書不存在として不開示になりますので、A氏はB君が鹿島市にいないことを推測できることとなります。そのようなことを防ぐため、第8条の2で「実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としたものでございます。

また、第9条第2項の改正は、開示請求を拒否するときも開示請求にかかわる公文書の全部を開示しないときと同じように、その旨を決定し、開示請求者に対し理由を付して書面により通知をしなければならないと規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきました分で、事例として、今おっしゃった分に関しては確かにそういうときにはそうであってほしいと思いますね。私も今までそういうことで非常に扱いに苦労したというのがありますからね。こういうのがあっていたらよかったなと今思っていますが、ただいまの事例はこういうことですが、ほかに例えば、いろんな開示請求というのがありますよね。いろんな業務の問題とかなんとかであると思いますがね。そういうのに関して、例えば、内容的に開示したくないと——極端な話ですよ、行政がしたくないと思うときに、それに当てはまるというようなことがないんでしょうかね。そういうことになると、十分に開示をしていただかなくちゃいけないんだけど、こういうのが災いをして開

示してもらえないというようなことになるおそれはないのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

まずあり得ないと思います。それは、これはあくまで個人の方のプライバシーが、不開示という決定をする方法によってわかるということがあり得ちゃいけないということですから、個人のプライバシーにかかわることだけにかかわってきますので、あり得ないと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

あっちゃいけないわけで、あり得ないという御答弁をいただいておりますが、そのあり得ないんだという、その保証的な分はどこでそれが——保証的といいますかね、その辺は何か別にあるんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

情報は、公文書については開示することが原則です。情報公開条例の中で不開示については明確に規定されています。それに該当がない限りは開示という形になりますので、そういうお答えをさせていただきました。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

この情報公開条例については、議会筋は議会筋でそれぞれ行政と別に両方立てて今回整備をしております。共通な事項があると思いますが、それとは関係なしに、今、松尾議員がおっしゃった、いわゆる今回の条例は確かにプライバシーの保護という意味ではよく理解できるんですが、同じような質問で、いわゆる役所のほうの職権乱用——職権乱用というのはおかしいけれども、いわゆるそれをいいことに、それを根拠に、先ほど言われたその他の事項について、課長は先ほど、いや、原則公開だというふうなことをおっしゃいましたが、もう少し例示的に条文の整備をすべきだなという感じがするんですが、その点についていかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

例示的といえ、ある程度具体的にということだと思いますけど、私たちは、それはいろんなパターンがありますので、それを例示的に規定するという考え方はありません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

条例というものは、なるべく、今よく言う説明責任、市民の方にわかりやすく、なるべく平易に簡単に理解しやすいようにするのが条例。根本的にそうですよね。ただ、それを今度運用する側というのがあると思うんですね。いわゆる例示した、あるいは限定的に考える、いや、それを流用じゃないけれども、拡大解釈するとかね。そういうふうな、今度法解釈をめぐっての問題があると思うんですね。そういう意味で、今回、1つの具体例を挙げて言われましたね、プライバシーの問題。そういうことの条文ぐらいは、例えば、1つの予想を言われたわけですよ、今ね。こういう予想があるから、今回の条例を規定するというようなことでしたけどね。だから、それは口頭で説明を受けるからわかるけど、その条例だけを判断した場合には、もう少し何か、例えば、項目を入れ込むとか、そういうことは考えられなかったのかという意味でお聞きをしております。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

職権乱用、拒否、情報公開を拒否すると、いわゆる情報公開条例の特例みたいな形になります。私たちもどういう例がいろいろあるのかと考えました。その中でいろんな議論をしたんですけど、私たちの中で想定でき得たのが、今のところ、このDV、それから犯罪歴、もし鹿島市役所であれば、そういうのに限られてくると思います。先ほど言いましたように、情報公開は原則開示ですので、そういう形にはならないと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

情報公開条例の成立の趣旨、そういうことから含めて原則公開、これはそうですね。いわゆる制限的な例外をつくらないというのが本来の行政の透明化を図っていく、これから行政を運営する側、あるいは市民側もそれを承知で、今後の行政運営がなされると思うんですね。

市長、そこで、解釈その他いろいろあるということなんですが、市長から改めて、この情報公開条例についての考え方を、市民の方にもう一回改めて宣言をしていただければと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島市は、御存じのように情報公開条例をつくっておりますが、先ほども課長が言いましたように、開示できない部分というのはちゃんと規定をしております。それ以外は原則全部公開と、こういうことでやっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、課長のほうからちょっと言いにくかったと思いますが、予想でやっているんじゃないです、今回。私が20年間市長をする間、何件かありました。非常に困りました。そういう面では、こういうことができるということになりましたので、ああ、よかったなど。やっぱり家族の方の保護という面から見ましても、非常にいいなというふうに実感として思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

説明をされております趣旨からすれば、当然の改正内容であろうというふうには思いますが、この改正された条文を読む限りでは、個人情報保護ということだけを限定するというものは、文字づらではうたってありません。だから、改正するこの議会での説明はそれでいいのかもわかりませんが、これを運用する場合、行政情報として、時の執行部が不都合だと思った場合は、これを適用しようと思えば、この条例そのものを見れば、文章づらからいけば可能なんですよ、一般の行政情報を出さないことも。可能でしょう。そんなこと限定してないんですから、この条文では。そうでしょう。一般の情報でも、いや、これはかれこれこういう理由でできませんということも可能でしょう、これだったら。

過去ありますね。ポケットパークの積算根拠がちょっとおかしいんじゃないかと。その積算をされた根拠について単価表を開示してくれとといったって、全部墨塗りやったですよ。あれは一般の行政情報ですよ。あれは個人のプライバシーとか何の関係もない。そういうふうな運用をされてきた経過があります。

ですから、そういった点で最悪のケースを考えた場合にも、運用上、行政情報を出したくないものはこれで可能となるというふうを受けとめようと思えば、過去の実績からしても受けとめられますので、今のような課長の説明であれば、その文言をこれに盛り込んでおくべきだと、このように思いますが、追加をされるお考えはありませんか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

過去の実例からいってそういうことがあったと断定的に申されましたが、そういう事実はございません。これは例えば、業者の会社運営としての、営業としての利益を損ねるような部分、これについてはやっぱり保護をしておくべきだと、そういうことが関連していたと思います。だから、一切今まではそういうことの事例はございません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

それは市長、事実と反する答弁ですよ。これは当時、情報公開申請をしたのは私です。墨塗りをされて当初出されました。しかし、最終的には審査会を経て、全面公開をされております。そういう経過があっているんですよ。そういうふうな危険性が私はあると。要するに情報公開条例が骨抜きになる可能性もあると、そのように思いますので、個人情報保護のためという文言を入れなければ、ちょっとこれは承知しがたい。このように考えておりますが、御一考をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

鹿島市情報公開条例の7条で不開示情報というのがあります。その中に、現に明らかに個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは開示することはできないようなうたい方をしています。

今回の条例改正は、ある、なしをすることによって、開示、不開示を決定することによって、その人がいるか、いないかとか、鹿島市にいたのか、いないのか、それを推測させることができる。そういうのに限っての拒否の規定でございます。ですから、個人にかかわるものについては公にできないと明確にうたっております。

ちなみに、私たちが恥ずかしい話ですけど、議会のほうにもこの情報公開条例をお持ちです。この条文が議会のほうには既に規定されております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

見えてきました。ここだけを見ておれば、私のような理解になりますが、7条やったんですか、要するに7条を補強する意味でこれをつけ加えるということですね。ならばわかるんで

すよ。だから、そういうふうな説明を当初からされればいいわけで、この部分だけしか説明をされんからね。やっぱりその背景、そういうものを議案審議というのは非常にいいものだなと思いました。理解いたしました。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております75号に関しては、私はまだ十分納得いきませんし、反対の討論をしたいと思えます。

この条文についての御説明をいただいた分については、確かにこういうことが必要だということをおも先ほど申しましたけど、この数年間の間にいろんな問題が起きまして、県外に移転をさせるとか、県外から鹿島市に来ていただくとか、いろんな問題があるときに、十分いろいろ気を使いながら取り扱った、びくびくしながらやったというような状況もたくさん経験しています。ですから、こういうのがあったらよかったのになと今非常に思っていますが、ただ、質問にもしましたように、このこと自体をとらえることによって、先ほどの御答弁では原則開示しなくちゃいけないという、そういうものはあるということですが、ここの条文だけを見ると、このことによってこれがこのことを支えにしながら、当然、開示しなくちゃいけない分を理由づけして開示されないおそれがあるという心配を私はします。

先ほどからいろいろ御質問も出ていますが、先ほどもあったように、個人的な問題だというなら、それなりのことをこの文案の中に入れ込んでいけば、もっとスムーズにいくわけですが、それも取り上げようとなさっていないということを考えますと、やっぱり本当にそういう保証の確保というのはありませんので、私はこれには反対をしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。午後1時から再開いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第76号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6．議案第76号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、議案第76号について御説明をいたします。

議案書の21ページをお開きください。

議案第76号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について。

本議案は、鹿島市民会館の施設整備に伴い、使用料を改定する必要があるため提案するものでございます。

改正内容につきましては、別冊の議案説明資料で御説明をいたしますので、議案説明資料の3ページをお開きください。

市民会館の冷暖房設備がすべて完了いたしましたので、使用料条例の一部を改正し、冷暖房使用料を徴収することといたしております。

新旧対照表をごらんください。

ホールについては1時間当たり、冷房3,150円、暖房4,200円、これは今までも同額で料金を徴収いたしておりましたが、料金表の枠外に規定をしてあったものをわかりやすくするために、料金表の中に明記をしたものでございます。

以下、1時間当たりの料金は、大会議室300円、第1、第2会議室100円、4ページの第3会議室100円、第4会議室200円、第5会議室、和室、それからサロンはそれぞれ100円といたしております。婦人教室、ここは料理教室でございますが、ここには設置を予定いたしておりません。

料金設定の根拠といたしましては、部屋の広さ、電気料等、それから、エイブル等の冷暖房使用料等を参考といたしまして、利用者の方に納得いただける程度の料金設定をしているところでございます。

備考欄の改正は、ホールの冷暖房使用料を本表中に記載をしたことによる文言の整理となっております。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第77号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

引き続きまして、議案第77号につきまして御説明をいたします。

議案書の24ページをお開きください。

議案第77号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由として、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料も同様の措置を行うため、この案を提出するものでございます。

25ページが条文でございしますが、別冊の議案説明資料により御説明をいたします。5ページをお開きください。

5ページが条例の新旧対照表でございします。

内容につきましては、6ページにまとめておりますので、6ページで御説明をいたします。6ページをお開きください。

本条例は、22年1月1日より施行するものでございます。

今回の条例によりまして、その4項めに具体例として挙げております。

まず、従来ですが、延滞金の割合でございますが、納期期限後1カ月後より延滞金が発生し、延滞金の割合は7.5%でございます。2カ月目からは14.6%というのが今の現行の制度でございます。（発言する者あり）済みません。7.3%が1カ月ですね。そして、2カ月目以降から14.6%という延滞金の割合になります。

これを7.3%を4.5%に改め、1カ月から3カ月間にこの4.5%を延長するものでございます。3カ月以降から14.6%というふうに改正をいたします。

具体的に10千円の保険料を1年間滞納した場合でございますが、そこに掲げておりますように、今は1,400円になります。これが1,208円というふうに約200円の軽減ということになります。そういった内容の条例改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件についてお尋ねをしますが、今回、延滞金を引き下げるという状況ということですが、現在、こういうのに該当する人たちがどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

20年度決算で後期高齢者医療の未納者が、被保険者で50名、保険料で1,446千円というふうになっています。この方たちは、納付時期によりますけど、どういうふうに延滞金が発生するかは納付の時点により異なりますので、ちょっと今のところわかりません。

現在、後期高齢者につきましては、20年度にいろいろな制度の納付方法を含めて変更がありましたので、21年度はこの延滞金については徴収しないということですね。佐賀県内でも申し合わせをして、徴収を行わないということで。22年度につきましては、まだわかりませんが、今のところ、21年度につきましては、20年度の未納分については延滞金の徴収は行わないというふうになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

後期高齢者医療制度については、まだ国の動きも不十分な状況の中で取り扱われておりまして、実は延滞金は取るべきじゃないんだと、22年度というようなことで意見を申し上げたと思いましたが、そういう状況になりそうですので、一応質問は終わりたいと思います。ぜひそうなりそうだとということで、そうなるように頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 議案第78号 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

議案第78号 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

これは上位法である道路法の施行令が平成20年4月1日に一部改正され、国道の占用料等が改められましたので、国に準じて市道の占用料等を改正するものでございます。

議案書は26ページから32ページ、説明資料の7ページから14ページとなっております。

現行の条例は、昭和44年制定以降、5回にわたって一部改正され、本則の9条と附則から構成をされております。

今回の改正は、議案書の27ページの第1条で本則の改正を、それから、32ページの第2条で附則の改正を定めております。

まず、第1条の説明ですが、道路法の改正に準じて第5条の督促手数料及び延滞金の改正と占用料を定めた別表の改正を行うものであります。

次に、32ページの第2条ですけれども、第2条も、道路法の改正に準じて、昭和60年改正の附則第2項を削る改正を行うものであります。

説明資料の7ページから14ページをごらんください。

鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する新旧対照表でございます。

第5条は、「(延滞金の徴収)」から「(督促手数料及び延滞金)」に改め、内容の全部を改正するものであります。

また、占用物件、単位、占用料を定めた別表についても、新旧の表中に全部アンダーラインを引いておられますとおり、全部改正をするものであります。具体的には、改正によりまして、占用物件が細分化されております。

なお、市道の占用料は今年度297件、4,700千円となっておりますが、改正による占用料の影響額は約150千円の増加を見込んでおります。

次に、13ページの下段の第2条による改正、附則の改正について御説明をいたします。

これは電気事業者と電気通信事業者の共架柱、いわゆる九州電力やNTTなどの電柱や電話柱などで、お互いに間借りをされている電線柱について3割減額の措置規定がありますけれども、改正後はこれを削除するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第78号 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号

○議長(橋爪 敏君)

次に、日程第9．議案第79号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第79号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は33ページでございます。

施設の名称及び位置を追加したいので、ここに提案するものです。

内容につきましては、説明資料の15ページをお願いいたします。左右、新旧対照表でございます。

下線の部分が改正になります。左の表をごらんください。3 枠目の中村汚水中継ポンプ場は、中村雨水ポンプ場内に設置しておりまして、施設の追加をいたしております。位置は、中村雨水ポンプ施設と同じでございます。

次に、4 枠目に浜新町汚水中継ポンプ場を追加いたします。位置は、記載のとおり、大字納富分21番地の2でございます。ことし10月から稼動をいたしております。

右の表の下から3 段目に乙丸雨水ポンプ場の旧施設が大字常広329番地地先ということで掲示をしておりました。昨年、供用開始をいたしました新施設の位置が大字常広376番地2となりますので、地先ではなく代表地番として改正をいたしたいと思っております。

17ページに位置図を添付いたしておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明15日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時20分 散会